

名城大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 本大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

② 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

③ 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、また、その他の高度の専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

④ 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。このうち、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に関し、法務研究科とする。

(自己評価等)

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

② 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

③ 第1項の点検及び評価の結果については、本大学の職員以外の者による検証を行う。

(情報の積極的な提供)

第3条の2 本大学院における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的な情報の提供を行う。

第2章 組織

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法学研究科	法律学専攻（博士課程）
経営学研究科	経営学専攻（博士課程）
経済学研究科	経済学専攻（博士課程）
理工学研究科	数学専攻（博士課程）
	情報工学専攻（修士課程）
	電気電子工学専攻（修士課程）
	材料機能工学専攻（修士課程）
	電気電子・情報・材料工学専攻（博士課程）
	機械システム工学専攻（修士課程）
	機械工学専攻（博士課程）
	交通科学専攻（修士課程）
	建設システム工学専攻（修士課程）
	環境創造学専攻（修士課程）
	建築学専攻（修士課程）
	社会環境デザイン工学専攻（博士課程）
農学研究科	農学専攻（博士課程）
薬学研究科	薬学専攻（博士課程）
都市情報学研究科	都市情報学専攻（博士課程）
人間学研究科	人間学専攻（修士課程）

総合学術研究科 総合学術専攻（博士課程）
大学・学校づくり研究科 大学・学校づくり専攻（修士課程）
法務研究科 法務専攻（専門職学位課程）

② 各研究科及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（研究科の人材の養成に関する目的）

第4条の2 前条に定める研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関しては、次のように定める。

- (1) 法学研究科は、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする。
- (2) 経営学研究科は、21世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追究し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする。
- (3) 経済学研究科は、経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成を目的とする。
- (4) 理工学研究科は、幅広い視野と国際性豊かな人間性と、高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かな起業家精神に富む質の高い技術者・研究者の養成を目的とする。
- (5) 農学研究科は、生命・食料・環境・自然に対する深い専門的学識と洞察力を有し、豊かな創造力と実践力を備えた高度な専門技術者及び研究者の養成を目的とする。
- (6) **薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。**
- (7) 都市情報学研究科は、サービスサイエンスの観点から、新しい時代の理想的な都市社会を創造する専門職人材及びまちづくりをあらゆる面でリードする学問領域を修得した研究者の養成を目的とする。
- (8) 人間学研究科は、人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。
- (9) 総合学術研究科は、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じて、高度専門職業人と優れた研究者の養成を目的とする。
- (10) 大学・学校づくり研究科は、大学・学校の持続的革新力を生む戦略企画とマネジメント手法を開発する教育経営職人材の養成を目的とする。
- (11) 法務研究科は、豊かな人間性に根ざしたバランス感覚のうえに立ち、リーガルマインドを備えた確かな判断力と行動力をもった法曹及び実務法務専門職の養成を目的とする。

（教員組織）

第5条 本大学院における授業科目及び研究指導科目は、本大学院の教授又は准教授が担当する。ただし、担当すべき教授又は准教授を欠く場合には、助教又は講師をもってあてることができる。

② 大学院における授業科目及び研究指導科目を担当する者の資格は、研究科委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

（研究科委員会）

第6条 各研究科に、研究科委員会を置く。

② 研究科委員会は、研究科の授業科目及び研究指導科目を担当する教授をもって構成する。

③ 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

④ 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究及び教育に関する事項
- (2) 学生の入学、休学、退学及び賞罰に関する事項
- (3) 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- (4) 学位に関する事項
- (5) 教員組織に関する事項
- (6) 学則の変更に関する事項
- (7) その他研究科に関する重要事項

⑤ 研究科委員会に関することは、別に定める。

(大学協議会)

第7条 本大学院に、大学協議会を置く。

② 大学協議会に関することは、別に定める。

(研究科長)

第8条 研究科長は、基礎となる学部の学部長をもって、これにあてる。

② 学部長が研究指導及び講義担当適格者に該当しない場合は、研究科委員会において、当該研究科のこれに該当する専任の教授を研究科長に選任し、学長が委嘱する。

③ 基礎となる学部を持たない研究科の場合は、研究科委員会において、当該研究科の専任の教授の中から研究科長を選任し、学長が委嘱する。

④ 研究科長の任期は、2年とする。

(研究科主任教授)

第9条 各研究科に、研究科主任教授1名を置く。

② 研究科主任教授は、研究科の教務をつかさどり、研究科の学生の履修方法その他必要な指導にあたるものとする。

③ 研究科主任教授は、研究科委員会において選任し、学長が委嘱する。

④ 研究科主任教授の任期は、2年とする。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第10条 本大学院の学年・学期及び休業日は、本大学学則第12条、第13条及び第14条の規定を準用する。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

② 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

③ 前項の博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程、後期3年の課程は博士後期課程という。

④ 第2項の規定にかかわらず、理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻は、後期3年とする。

⑤第2項及び第3項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、前期及び後期の課程に区分しない。

⑥ 法務研究科法務専攻(専門職学位課程)の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

② 薬学研究科博士課程にあつては、8年を超えて在学することはできない。

③ 法務研究科の課程にあつては、6年を超えて在学することはできない。

(長期にわたる課程の履修)

第12条の2 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、第11条に規定する標準修業年限を超えて、在学年限内で一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第5章 入学

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院修士課程及び専門職学位課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (8) 大学に3年以上在学し、本大学院の当該研究科において、特に優れた成績をもって所定の単位を修得したものと認められた者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入學させる本大学院の当該研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 22歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ② 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の認められた者（平成元年文部省告示第118号及び平成13年文部科学省告示第55号）
 - (6) 24歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ③ 本大学院薬学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。
- (1) 大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 修士課程を修了した者又は文部科学大臣の指定した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程）に4年以

上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者（8）24歳に達した者で、本大学院の薬学研究科において、個別の入学資格審査により、大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の出願）

第15条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第17条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の入学手続をしなければならない。

② 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第18条 正当な理由で退学し、再入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

第6章 教育課程・履修方法等

（授業科目・履修方法等）

第19条 各研究科における各専攻の授業科目及び単位数、研究指導科目並びに履修方法は、別表第2のとおりとする。

（教育内容等の改善）

第19条の2 本大学院は、授業並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

② 前項の研修及び研究に関することは別に定める。

（単位）

第20条 授業科目の単位の基準は、本大学学則第25条の規定を準用する。

（単位の授与）

第21条 授業科目を履修し、試験に合格した者又は研究報告により学修を評価した者には、所定の単位を与える。

（試験）

第22条 試験に関することは、本大学教務規程第4章の規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替える。

（入学前の既修得単位等の認定）

第23条 教育上有益と認めるときは、本大学院の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

（本大学院以外における修得単位の認定）

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院以外の教育施設等及び研究所等で行った学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

② 前項により認定できる単位数は、第23条により修得したと認定する単位数と合わせて10単位を超えない範囲で認定することができる。

（法務研究科法務専攻の入学前の既修得単位等の認定等）

第24条の2 前2条の規定にかかわらず、法務研究科法務専攻においては、入学前の既修得単位数及び単位互換に係る単位数並びに法学既修者について既に修得したとみなされる単位数は、合わせて30単位を越えない範囲で認定することができる。

（他研究科及び学部の授業科目の履修）

第25条 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科及び学部の授業

科目を指定して履修させることができる。

(成績の評価)

第26条 履修科目の成績の評価は、本大学学則第30条の規定を準用し、学位論文の評価は合格、不合格で表わすものとする。

第7章 休学・復学・留学・退学等

(休学・復学・留学・退学等)

第27条 休学、復学、留学、退学、除籍及び復籍に関することは、本大学学則第31条、第32条、第34条、第35条、第36条及び第37条の規定を準用する。ただし、第31条第3項は除く。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替える。

② 休学期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程及び法務研究科においては3年、**薬学研究科博士課程においては4年**を超えることができない。

第8章 修了及び学位の授与

(修了の要件)

第28条 修士課程修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第19条に定める所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

② 前項において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができる。

③ 博士課程修了の要件は、本大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

④ 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

⑤ 第14条第2項第3号により、博士後期課程に入学した者の修了の要件は、前項の規定にかかわらず、本大学院に3年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、**薬学研究科博士課程にあつては、4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。**

⑦ 法務研究科法務専攻を修了し、博士後期課程に入学した者の修了要件としての在学期間は、2年以上在学すれば足りるものとする。

(法務研究科法務専攻の修了要件)

第28条の2 法務研究科法務専攻の修了要件は、3年以上在学し、第19条に定める所定の94単位以上を修得することとする。ただし、法学既修者については、2年以上在学し、66単位以上を修得することとする。

(学位論文の審査)

第29条 学位論文の審査は、研究科審査委員会が行う。

② 研究科審査委員会は、指導教員及び関連する科目の担当教員2名以上をもって組織する。ただし、必要があるときは、他の研究科の大学院担当資格を有する教員を加え、また、他の大学院又は研究所の大学院担当資格を有する教員若しくはこれに相当する者の協力を求めることができる。

(学位の授与)

第30条 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経たうえ、大学協議会の承認を得て、学長は修士又は博士若しくは専門職の学位を授与する。

② 本大学院の博士課程を経ないで、論文の提出により、博士の学位を申請した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院の博士課程を経た者と同様に高度な研究能力と豊かな学識を有することが確認された場合には、博士の学位を授与することができる。

③ 専門職学位のうち、法務博士(専門職)の学位については、第28条の2に規定する修了要件を充足した者に対して授与する。

④ 前3項に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、名城大学学位規程の定めるところによる。

第9章 教職課程

(免許状の取得)

第31条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(免許状の種類)

第32条 前条の所定の単位を修得した者は、別表第3の教育職員免許状を取得することができる。

第10章 科目等履修生・特別聴講生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第33条 本大学院において、授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

(特別聴講生)

第34条 本大学院が協定する大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、特別聴講生として入学を許可する。

(研究生)

第35条 本大学院において、専門事項の研究を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

(研修生)

第35条の2 本大学院において、本法務研究科の課程を修了した者で、引き続き教育指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可する。

(外国人留学生)

第36条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第11章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第37条 表彰及び懲戒に関することは、本大学学則第45条及び第46条の規定を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替える。

第12章 厚生施設等

(厚生施設等)

第38条 本大学院の学生は、本大学の厚生施設等を利用することができる。

第13章 学費等

(学費等)

第39条 学費等の種類及びその額は、学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則の定めるところによる。

附 則

本学則は、昭和29年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和42年6月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日よりこれを施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

- ① 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- ② 第63条は、昭和48年度入学志願者から適用する。
- ③ 第64条、第65条及び第66条は、昭和48年度入学者から適用する。ただし、第65条及び第66条（施設費を除く）については、昭和47年度以前の入学者は従前どおりの額とする。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則

- ① この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- ② 第6条、第48条第3項及び第54条については、昭和51年度入学者から適用する。
- ③ この学則の改正に伴う必要な経過措置については、別にこれを定める。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和58年4月1日から施行し、昭和57年度入学者から適用する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- ① この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- ② 第6条第4-1-1の表は、昭和62年度入学者から適用する。
- ③ 第6条第4-2-1の表及び同条第4-3-1の表は、昭和61年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行し、第6条第3の表は、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

- ① この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- ② 第6条第4-1-1の表及び第6条第4-2-1の表は、平成元年度入学者から適用する。
- ③ 第19条第2項は、平成元年度博士後期課程入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第72条は、平成2年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第6条第4-1-1は、平成3年4月1日以後に入学する者から適用する。

附 則

- ① この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年4月1日以後に入学する者から適用する。
- ② 平成3年3月31日に在籍している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- ① この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- ② 平成4年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- ① この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ② 大学院工学研究科は、改正後の規定にかかわらず、平成5年3月31日に在学する者が、当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- ① この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ② 大学院工学研究科は、改正後の規定にかかわらず、平成5年3月31日に在学する者が、当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、平成6年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- ① この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ② 従前の薬学研究科薬学専攻（修士課程）は、改正後の規定にかかわらず、平成8年3月31日に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成10年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在籍している者については、改定後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年5月31日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年9月29日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年3月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年1月26日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。ただし、平成24年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第4条第2項関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		専門職学位課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24					54
経営学研究科	経営学専攻	30	60	3	9					69
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9					29
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6					22
	情報工学専攻	30	60							60
	電気電子工学専攻	20	40							40
	材料機能工学専攻	30	60							60
	電気電子・情報・材料工学専攻			10	30					30
	機械システム工学専攻	20	40							40
	機械工学専攻			5	15					15
	交通科学専攻	16	32							32
	建設システム工学専攻	20	40							40
	環境創造学専攻	10	20							20
	建築学専攻	16	32							32
	社会環境デザイン工学専攻			5	15					15
農学研究科	農学専攻	20	40	5	15					55
薬学研究科	薬学専攻					4	16			16
都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12					28
人間学研究科	人間学専攻	8	16							16
総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12					28
大学・学校づくり研究科	大学・学校づくり専攻	10	20							20
法務研究科	法務専攻							40	120	120

別表第2（第19条関係）1の1～5の2（略）

6 (薬学研究科 薬学専攻 (博士課程))

① 授業科目及び単位数

授業科目	単位数	
	講義	演習・実験
環境衛生科学特論	4	
環境衛生科学特殊研究 I		5
環境衛生科学特殊研究 II		5
環境衛生科学特殊研究 III		5
環境衛生科学特殊研究 IV		5
医療情報科学特論	4	
医療情報科学特殊研究 I		5
医療情報科学特殊研究 II		5
医療情報科学特殊研究 III		5
医療情報科学特殊研究 IV		5
病態解析科学特論	4	
病態解析科学特殊研究 I		5
病態解析科学特殊研究 II		5
病態解析科学特殊研究 III		5
病態解析科学特殊研究 IV		5
薬物治療科学特論	4	
薬物治療科学特殊研究 I		5
薬物治療科学特殊研究 II		5
薬物治療科学特殊研究 III		5
薬物治療科学特殊研究 IV		5
薬物動態科学特論	4	
薬物動態科学特殊研究 I		5
薬物動態科学特殊研究 II		5
薬物動態科学特殊研究 III		5
薬物動態科学特殊研究 IV		5
医療英語特論	2	
臨床薬学研修		2
臨床海外研修		2

② 履修方法

- (1) 学生は、4年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専修分野のいずれかの特論1科目を専修科目とし、必ず履修しなければならない。
- (3) 専修科目の他に、特論(関連科目含む)2科目を選択履修し、専修科目と合わせて3科目、10単位以上及び特殊研究I~IV(特殊演習・実験)を履修しなければならない。
- (4) 専修科目の特殊研究の担当者を指導教員として、学生は、授業科目の選定及び学位論文の作成その他研究一般について、指導を受けるものとする。
- (5) 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

別表第2（第19条関係）7の1～11（略）

別表第3（第32条関係）（略）

名城大学大学院薬学研究科委員会規程

(設置)

第一条 名城大学大学院学則の定めに基づき、名城大学大学院薬学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、大学院薬学研究科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(組織)

第二条 本委員会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授をもって組織する。

② 必要に応じ、本研究科の授業科目を担当する准教授等専任教員を参加させることができる。

(委員会の招集及び議長)

第三条 本委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、薬学研究科主任教授が、また、研究科長及び薬学研究科主任教授共に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議決)

第四条 本委員会は、委員総数の三分の二以上の出席がなければ、これを開くことができない。

② 議決の方法は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の選考に関しては名城大学大学教員資格審査規程、また、学位授与の議決については、名城大学大学院学則及び名城大学学位規程による。

(審議事項)

第五条 本委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究及び教育に関する事項
- 二 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- 三 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- 四 学位に関する事項
- 五 教員組織に関する事項
- 六 学則の変更に関する事項
- 七 その他研究科に関する重要事項

(事務処理)

第六条 本委員会は、議事録を作成し、保存する。

(その他)

第七条 この規程の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て研究科長が定める。

(規定改正)

第八条 この規程は、本委員会において出席者の三分の二以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。